

(一社) 栃木県産業環境管理協会 } 御中  
栃木県計量協会環境計量証明部会 }

栃木県環境森林部環境保全課長

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について (通知)

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

1 改正の概要

(1) 有害物質の排水基準等の改正関係 (六価クロム化合物関係)

① 排水基準について (「排水基準を定める省令」)

許容限度を 0.5mg/L から 0.2mg/L に改める。

改正省令の施行際現に特定施設を設置 (設置の工事をしているものを含む。) している特定事業場については、施設の種類のに応じ、6 月間又は 1 年間、その適用を猶予する。

※栃木県においては、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」により、多くの特定事業場において、従前から 0.1mg/L (上乗せ基準) の許容限度を適用しております。上乗せ基準を適用している特定事業場等については、県HPをご参照ください。

② 地下水浄化基準について (「水質汚濁防止法施行規則」)

地下水の水質の浄化措置命令に係る基準値を 0.05mg/L から 0.02mg/L に改める。

③ 特定事業場に係る地下浸透規制について (「水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 に基づき環境大臣が定める検定方法」の改正)

「当該有害物質が検出されること」の要件となる値を 0.04mg/L から 0.01mg/L に改める。

④ 検定方法等について (「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」「水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 に基づき環境大臣が定める検定方法」「水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づき環境大臣が定める測定方法」)

六価クロム化合物に係る検定方法及び測定方法から、フレイム原子吸光分析法を除外する等の改正を行う。

(2) 水の汚染状態を示す項目等の改正関係（大腸菌数関係）

① 水の汚染状態を示す項目について（「水質汚濁防止法施行令」）

「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

② 排水基準について（「排水基準を定める省令」）

大腸菌群数に係る排水基準を大腸菌数について「800CFU(コロニー形成単位)/mL」とする排水基準に改める。

③ 検定方法について（「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」）

大腸菌数に係る検定方法を「下水の水質の検定方法等に関する省令」に規定する方法（特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法（混積平板法））とする。

2 施行期日

(1) 令和6（2024）年4月1日（1(1)六価クロム化合物関係）

(2) 令和7（2025）年4月1日（1(2)大腸菌数関係）

3 その他

本改正を踏まえた「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令」及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正（1(2)関係）については、別途通知します。

水環境担当 小西 TEL:028-623-3189 FAX:028-623-3138
--